

○寒川町営スポーツ施設等公共施設利用予約システムによる利用手続き等に関する要綱

平成17年10月1日

改正 平成25年4月1日

平成27年9月1日

平成28年4月1日

注 平成27年9月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この要綱は、寒川町公共施設利用予約システム利用規約(以下「システム規約」という。)第11条に基づき、寒川町営のスポーツ施設等(以下「施設」という。)の利用申込手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設)

第2条 対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 寒川町営さむかわ庭球場
- (2) 田端スポーツ公園
- (3) 倉見スポーツ公園
- (4) 川とのふれあい公園野球場
- (5) 川とのふれあい公園サッカー場

(平成27年9月1日・平成28年4月1日・一部改正)

(利用者登録の区分及び登録資格)

第3条 利用者登録の区分及び登録資格は別表第1のとおりとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 前項の利用者登録の有効期間は3年間とする。

(平成28年4月1日・一部改正)

(利用予約の受付期間)

第4条 施設の利用予約は、使用日の属する月の2箇月前の1日から使用日の5日前までに行うものとする。ただし、使用日の属する月の2箇月前の1日から同月14日までの期間内は抽選申込期間とする。

2 前項ただし書に規定する抽選申込期間に利用予約ができる施設及び利用者は、別表第2のとおりとする。

(平28年4月1日・一部改正)

(抽選)

第5条 前条に規定する抽選申込期間内に多数の利用者が同一の利用予約を行った場合、使用日の属する月の2箇月前の15日に抽選を行い、利用者を決定するものとする。

(利用予約の取消期限)

第6条 施設の利用予約の取消期限は、使用日の5日前までとする。

(使用料の納付等)

第7条 寒川町営さむかわ庭球場の利用予約を行った者(次項において「庭球場利用者」という。)は、使用日の5日前までに別に定められた使用料を納付するものとする。

2 町長は、前項の期間内に施設の使用料の納付がなされないときは、予約を解除し、かつ、庭球場利用者に対し、一定のペナルティを負荷することができるものとする。

(平28年4月1日・一部改正)

(利用料金の納付等)

第8条 田端スポーツ公園の利用予約を行ったもの(次項において「田端スポーツ公園利用者」という。)は、利用時間前までに別に定められた利用料金を納付するものとする。

2 指定管理者は、前項の期間内に施設の利用料金の納付がなされないときは、予約を解除し、かつ、田端スポーツ公園利用者に対し、一定のペナルティを負荷することができるものとする。

(平28年4月1日・追加)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については施設の管理者が別に定めるものとする。

(平28年4月1日・旧第8条線下)

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月1日)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平27年9月1日・一部改正、平28年4月1日・旧別表・一部改正)

施設	利用者登録の区分	登録資格
寒川町営さむかわ庭球場	個人登録(在住、在勤)	1 町内に住所を有する者 2 町内の事業所等に勤務する者
田端スポーツ公園	団体登録(野球、少年野球、ソフトボール、少年サッカー、ペタンク、グラウンドゴルフ、その他町長が認めた種目)	1 スポーツ又はレクリエーション活動を目的とした町内団体(寒川町野外体育施設条例(平成22年寒川町条例11号)第6条に規定する町内団体をいう。以下同じ。)又は一般団体(同条に規定する一般団体をいう。)で、かつ、

		代表者及び連絡者を有する団体 2 町内に所在する官公庁又は事業所の団体
倉見スポーツ公園	団体登録(少年野球、ソフトボール)	1 スポーツ又はレクリエーション活動を目的とした町内団体で、かつ、代表者及び連絡者を有する団体 2 町内に所在する官公庁又は事業所の団体
川とのふれあい公園野球場	団体登録(野球、少年野球、ソフトボール)	
川とのふれあい公園サッカー場	団体登録(サッカー)	

別表第2(第4条関係)

(平28年4月1日・追加)

施設	利用者
寒川町営さむかわ庭球場	個人登録(在住、在勤)をした者
田端スポーツ公園	団体登録(野球、少年野球、ソフトボール、少年サッカー、ペタンク、グラウンドゴルフ、その他町長が認めた種目)をした町内団体
倉見スポーツ公園	団体登録(少年野球、ソフトボール)をした町内団体
川とのふれあい公園野球場	団体登録(野球、少年野球、ソフトボール)をした町内団体
川とのふれあい公園サッカー場	団体登録(サッカー)をした町内団体